

地方法人税の創設

地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税(国税)が導入されています。是正措置の一環として、

地方法人税(国税)が創設され、法人税の申告義務のある法人は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税確定申告書の提出が必要になります。地方法人税の額は、課税標準である法人税額の4.4%の税率を乗じた金額となります。地方法人税の創設に伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、住民税法人税割の税率が変更になります。**住民税法人税割の税率**は以下のとおりです。

| | 改正前(標準税率) | 改正後(標準税率) | |
|-----------|-----------|-----------|------|
| 道府県民税法人税割 | 5.0% | 3.2% | 4.4% |
| 市町村民税法人税割 | 12.3% | 9.7% | |

地方法人税の税率が住民税法人税割の税率の減少と均衡するように制度設計されています。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の概ね3分の1が法人事業税に還元されることになりました。法人事業税と地方法人特別税の構成比は以下のとおりです。

| 改正前 | | 1/3を事業税に還元 | 改正後 | |
|-------|---------|------------|-------|---------|
| 法人事業税 | 地方法人特別税 | | 法人事業税 | 地方法人特別税 |
| 55.4% | 44.6% | | | |
| | | +14.9% | 14.9% | |

法人事業税の税率の増加が地方法人特別税の税率の減少と均衡するように制度設計されています。

法人事業税の税率

外形標準課税対象外の法人で、軽減税率不適用の場合には、年所得のうち800万円を超える所得に係る標準税率は改正前の5.3%が、改正後は6.7%になります。

地方法人特別税の税率

外形標準課税法人以外の法人で基準法人所得割額を課税標準とする場合の税率は、改正前の81%が、改正後は43.2%になります。